

平成二十七年七月二十一日受領
答弁第三二四号

内閣衆質一八九第三二四号

平成二十七年七月二十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流査査島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流査査島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する質問
に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月十九日内閣衆質一八九第二六九号）一についてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの「答弁書を起案した者」について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月三十日内閣衆質一八九第二八一号）二についてでお答えしたとおりである。